



金沢市公報

号外第14号の2

平成22年(2010年)6月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	○金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則	
●規 則			
○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則 (都市計画課)	1		
			(福祉総務課) 11

規 則

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年6月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第40号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(認定申請書の提出)

第3条 条例第20条第1項の認定を受けようとする者は、地区計画等の区域内における建築物等の計画の認定申請書（様式第1号）の正本及び副本に、別表に掲げる図書各2通及び建築等計画概要書（様式第2号）を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、建築物の建築等（同項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の建設等（同項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）の規模が大きいため、同表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等又は工作物の建設等の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(認定証の交付)

第4条 条例第20条第2項の認定証は、適合認定証（様式第3号）によるものとする。

2 前項の認定証の交付は、当該認定証に前条第1項の申請書の副本及び別表に掲げる図書を添付して行うものとする。

(通知書の様式)

第5条 条例第20条第3項の適合しないものと認めた旨及びその理由を記載した通知書は、不適合通知書（様式第4号）によるものとする。

2 前項の通知書の交付は、当該通知書に第3条第1項の申請書の副本及び別表に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 条例第20条第3項の適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書は、期間内決定不能通知書（様式第5号）によるものとする。

(行為着手の制限の例外となる工事)

第6条 条例第20条第5項及び第23条第5項の規則で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(形態意匠の認定に係る変更届)

第7条 条例第20条第2項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る工事を完了する前に、当該認定に係る申請書に記載した建築等工事主、建設等工事主、工事監理者又は工事施工者に変更があったときは、認定に係る変更届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（形態意匠の認定に係る取止届）

第8条 条例第20条第2項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る工事を取りやめたときは、認定に係る取止届（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

（違反建築物等の公示の方法）

第9条 条例第21条第2項の規則で定める方法は、市役所前の掲示場への掲示とする。

（違反建築物等の設計者等の通知）

第10条 条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第21条第1項の規定による処分（以下「処分」という。）に係る建築物又は工作物の概要
- (2) 前号に規定する建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人若しくは当該建築物に係る宅地建物取引業者又は同号に規定する工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要
- (3) 処分をするまでの経緯及び処分後に市長が講じた措置
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第22条の規定による通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には、処分の内容を記載した書面を添付するものとする。

（工事現場における認定の表示の方法）

第11条 条例第24条第1項の規定による表示は、様式第8号により行うものとする。

（良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物等）

第12条 条例第25条第1項第8号の良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物等として規則で定めるものは、次に掲げる建築物等とする。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他これらに類する行為に係る建築物等
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為に係る建築物等

（報告及び立入検査）

第13条 市長は、条例第26条第1項の規定により、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主若しくは建設等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物等につき、その建築等又は建設等に関する工事のうち屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2 市長は、条例第26条第1項の規定により、その職員に、建築物の敷地若しくは工作物の存する土地又は工事現場に立ち入り、当該建築物等の屋外に面する部分及び当該部分に使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（身分証明書の様式）

第14条 条例第26条第2項の身分を示す証明書は、様式第9号によるものとする。

（形態意匠に関する書類の閲覧）

第15条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第31条第1項の書類（以下「概要書」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧場所」という。）は、都市整備局都市計画課とする。

2 概要書の閲覧時間及び閲覧日は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧時間 午前9時から午後5時45分まで
- (2) 閲覧日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで以外の日

3 概要書を閲覧しようとする者は、あらかじめ景観法令による概要書の閲覧申込書（様式第10号）により、市長に申し込まなければならない。

4 概要書を閲覧する者は、当該概要書を閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) 前2項の規定に違反し、又は職員の指示に従わない者
- (2) 概要書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 閲覧しようとする概要書に係る建築物等を特定しない者

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

図書の種類	図書の規格	明示すべき事項
位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
配置図	縮尺100分の1以上	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、土地の高低、敷地の接する道路の位置、既存樹木等の位置、植栽計画及び排水施設
各階平面図	縮尺50分の1以上	各階の間取り及び用途
立面図(建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの)	縮尺50分の1以上	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの)
断面図	縮尺50分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ
現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
その他図書		参考となるべき事項

様式第1号(第3条関係)

地区計画等の区域内における建築物等の計画の認定申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所 氏名 印

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり計画の認定を申請します。

1 建築等工事主等の概要

(1) 建築等工事主又は建設等工事主
ア 氏名のフリガナ
イ 氏名
ウ 郵便番号
エ 住所
オ 電話番号
(2) 設計者
ア 資格() 建築士() 登録第 号
イ 氏名
ウ 建築士事務所名() 建築士事務所() 知事登録第 号
エ 郵便番号
オ 所在地
カ 電話番号

(3) 工事監理者	
ア 資格 () 建築士 () 登録第 号	
イ 氏名	
ウ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号	
エ 郵便番号	
オ 所在地	
カ 電話番号	
(4) 工事施工者	
ア 氏名	
イ 営業所名 建設業の許可 () 第 号	
ウ 郵便番号	
エ 所在地	
オ 電話番号	

2 計画の内容

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場所			
(2) 建築物の建築等又は工作物の建設等の種別 ※			
□建築物の	<input type="checkbox"/> 新築・新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
□工作物の			
(3) 建築物等の概要			
		認定部分	認定以外部分
ア 敷地面積又は存する土地の面積			m ²
イ 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
ウ 延べ面積	m ²	m ²	m ²
エ 高さ	地盤面から m		
オ 用途			
カ 垣又はさくの構造			
キ 仕上げ材	屋根		
	外壁		
	その他工作物		
ク 色彩	屋根		
	外壁		
	その他工作物		
ケ その他形態意匠の内容			
(4) 着手予定日	年	月	日
(5) 完了予定日	年	月	日
(6) その他必要な事項			
(7) 備考			

備考

- 1 申請者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してくだ

- さい。
- 2 工事施工者が法人であるときは、1(4)アにその名称及び代表者の氏名を記載してください。
 - 3 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは1(2)ウ又は1(3)ウにその名称を記載し、建築士事務所に属していないときは1(2)オ又は1(3)オにそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を記載してください。
 - 4 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、工事着手前までに届け出てください。
 - 5 変更申請を行う場合には、2(6)に変更の概要を記載してください。
 - 6 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2(7)に記載してください。
 - 7 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第2号(第3条関係)

建築等計画概要書

1 建築等工事主等の概要

(1) 建築等工事主又は建設等工事主
ア 氏名のフリガナ
イ 氏名
ウ 郵便番号
エ 住所
オ 電話番号
(2) 設計者
ア 資格() 建築士() 登録第 号
イ 氏名
ウ 建築士事務所名() 建築士事務所() 知事登録第 号
エ 郵便番号
オ 所在地
カ 電話番号
(3) 工事監理者
ア 資格() 建築士() 登録第 号
イ 氏名
ウ 建築士事務所名() 建築士事務所() 知事登録第 号
エ 郵便番号
オ 所在地
カ 電話番号
(4) 工事施工者
ア 氏名
イ 営業所名 建設業の許可() 第 号
ウ 郵便番号
エ 所在地
オ 電話番号

2 計画の内容

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場所

(2) 建築物の建築等又は工作物の建設等の種別 ※			
□建築物の	<input type="checkbox"/> 新築・新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替		
□工作物の			
		<input type="checkbox"/> 色彩の変更	
(3) 建築物等の概要			
	認定部分	認定以外部分	合 計
ア 敷地面積又は存する土地の面積			m ²
イ 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
ウ 延べ面積	m ²	m ²	m ²
エ 高さ	地盤面から m		
オ 用途			
カ 垣又はさくの構造			
キ 仕上げ材	屋根		
	外壁		
	その他工作物		
ク 色彩	屋根		
	外壁		
	その他工作物		
ケ その他形態意匠の内容			
(4) 着手予定日	年	月	日
(5) 完了予定日	年	月	日
(6) その他必要な事項			
(7) 備考			

3 計画の内容を示す図面

- (1) 建築物等の敷地又は存する土地（以下「敷地等」という。）の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示する図面
- (2) 当該敷地等内における建築物等の位置を表示する図面
- (3) 建築物等の彩色が施された4面以上の立面図
- (4) その他必要な図面

備考

- 1 1及び2は、様式第1号の写しに代えることができます。この場合には、当該写しの最上段に「建築等計画

概要書」と明示してください。

- 2 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、工事着手前までに届け出てください。
- 3 建築物等の敷地等の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物を明示してください。
- 4 当該敷地等内における建築物等の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る建築物等と他の建築物等との別、土地の高低及び敷地等の接する道路の位置を明示してください。
- 5 建築物等の彩色が施された4面以上の立面図には、縮尺を明示してください。

様式第3号（第4条関係）

収 第 号
年 月 日

適 合 認 定 証

様

金沢市長

印

年 月 日付けで申請のあった次の計画について、金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第19条の地区整備計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものと認めたので、同条例第20条第2項の規定により認定します。

- 1 建築物の建築等又は工作物の建設等の場所
- 2 計画の概要
- 3 備考

様式第4号（第5条関係）

収 第 号
年 月 日

不 適 合 通 知 証

様

金沢市長

印

年 月 日付けで申請のあった別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画について、金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第19条第1項の地区整備計画等に定められた建築物等の形態意匠の制限に適合しないものと認めたので、同条例第20条第3項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 建築物の建築等又は工作物の建設等の場所
- 2 理由

備考 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第5号（第5条関係）

収 第 号
年 月 日

期間内決定不能通知書

様

金沢市長

印

年 月 日付けで申請のあった計画について、金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第19条の地区整備計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するかどうかを決定できないので、同条例第20条第3項の規定により、次のとおり通知します。

1 建築物の建築等又は工作物の建設等の場所

2 理由

備考 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第6号（第7条関係）

認定に係る変更届

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住 所
氏 名

印

（届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

建築等工事主等に変更があったので、金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定年月日及び番号		年 月 日 第 号
変更事項 ※		<input type="checkbox"/> 建築等工事主 <input type="checkbox"/> 建設等工事主 <input type="checkbox"/> 工事監理者 <input type="checkbox"/> 工事施工者
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		年 月 日

備考

- 1 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 認定証の写しを添付してください。
- 3 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第7号（第8条関係）

認定に係る取止届

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住 所

氏 名

印

（届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

認定に係る工事を取りやめたので、金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物等工事主又は建設等工事主の氏名及び住所	
建築物等の場所	
認定年月日及び番号	
取りやめの理由	
備 考	

備考

- 1 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 認定証を添付してください。

様式第8号（第11条関係）

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例による認定済	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号

認定証の交付を受けた者	
建築等工事主又は建設等工事主の氏名又は名称	
設計者の氏名又は名称	
工事施工者の氏名又は名称	
工事現場管理者の氏名又は名称	
認定に係るその他の事項	

備考 大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とする。

様式第9号（第14条関係）

（表）

第 号
身分証明書
所 属 職氏名
上記の者は、金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第26条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明します。
年 月 日
金沢市長 印

（裏）

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）
（この欄には、金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第26条の条文を記載すること。）

様式第10号（第15条関係）

景観法令による概要書の閲覧申込書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申込者 住 所
氏 名

次のとおり閲覧したいので、申し込めます。

閲覧する図書 ※	<input type="checkbox"/> 建築等計画概要書 <input type="checkbox"/> 処分概要書
建築物の建築等又は工作物の建設等の場所	
閲覧の理由	

備考 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第41号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同備考第2項第2号中「及び」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改める。

別表第2の備考第1項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同備考第2項第2号中「及び」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改める。

別表第3の備考第1項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同備考第2項第2号中「及び」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改める。

別表第4の備考第2項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同備考第3項第2号中「及び」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改める。

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子保健法施行細則(平成8年規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同備考第2項第2号中「及び」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改める。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市老人福祉法施行細則(平成8年規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第1項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同備考第2項第2号中「及び」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則別表第1から別表第4までの規定は、平成22年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市母子保健法施行細則別表の規定は、平成22年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の金沢市老人福祉法施行細則別表第2の規定は、平成22年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

平成22年(2010年)6月30日 印刷

発行人

金 沢 市

平成22年(2010年)6月30日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)